

平成28年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年6月14日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	延会	平成28年6月14日	午後2時06分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲⊗ 公務欠席を示す	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	多胡裕司		本田 学			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻 秀隆		教育委員長	石橋 勉	
	監査委員	飯尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	早坂 政志		町民課長	（芳賀 均）	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	高橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹野 景広		国保児童診療所事務長	（丹野 景広）	
	総務課参事	高橋 直人		総務課主幹	空井 猛壽	
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 育 長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第47号	財産の取得について
4	議案第40号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
5	議案第41号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
6	議案第42号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
7	議案第43号	陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
8	議案第44号	平成28年度陸別町一般会計補正予算（第2号）
9	議案第45号	平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
10	議案第46号	陸別町小規模企業振興基本条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成28年陸別町議会6月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係の諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 5月9日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしています書面のとおりの内容ではありますが、口頭で2件御報告申し上げます。

まず1点目は、5月8日に発生した強風による被害状況であります。

気象庁のデータによりますと、午後1時50分に北西の風、最大瞬間風速17.4メートルでありました。ちなみに、17.4メートルといいますと、人間は風に向かって歩けない状態であるそうです。転倒する人も中には出る状態、高速道路で車を走らせていると横風に流される感覚が大きくなって、通常のスピードでは運転するのが困難となると、そのぐらいの風速がありました。

被害状況ですが、町有林でトドマツ約800本が倒伏、倒れました。金額にして約130万円の被害、農家の牛舎で強風による屋根の一部損壊が2件ありました。また、イベント広場のコントロールタワーから観覧席に上がる階段で3本の倒木があり、そのうち2本が電線などにひっかかり、電線などが切れる被害がありました。倒木は早々に撤去しましたが、電線等の復旧にかかわる必要な経費を計上いたしておりますので、後ほど御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目なのですが、6月3日現在の農作物生育状況及び森林の害虫被害についてであります。

農作物生育状況の件なのですが、これは平成28年6月3日現在、十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

本年の気象経過は、4月中旬から下旬にかけて一時低温の時期がありましたが、5月以降は平均気温、最高気温、最低気温ともに平年より高く推移しています。日照時間も平均より多く、農作業も順調に進んでいました。また、適度に降雨もあり、各作物とも平年を上回り順調に生育しています。

デントコーンは、播種作業は順調に進み、出芽は平年より約4日早くなっています。6月3日の低温、また霜により一部の圃場で局所的に茎葉が褐変している、いわゆる茎や葉っぱが褐色化している、そういう個体が見られました。新葉が再生してくれば、被害を受けていないものに比べ生育はおくれますが、今後の回復は見込まれると思います。

牧草は平年並みの萌芽期4月20日で、その後も順調に推移しており、生育は平年に比べ3日程度進んでいることから、一番草の収穫作業も平年並みに始まると見込まれます。

ビートは平年並みに播種、移植作業は進んでおりまして、その後の生育も順調です。秋まき小麦も生育は順調に推移しており、平年に比べ三、四日程度進んでいます。6月3日の低温、そして霜の影響によりまして、一時的に生育が停滞することがあると思われませんが、今後の気象天候次第で回復が期待できるものと推察されます。

次に、森林の害虫被害の件であります。昨年、町内の一部地域でカラマツヤツバキクイムシによる被害が発生し、ことしになって全町的に広がっております。詳細は現在調査中ですが、近年被害が続いているカラマツハラアカハバチによる被害は木が枯れることはほとんどありませんが、この虫がカラマツにつくと木が枯れてしまい大きな被害となりますが、有効な防除方法がありません。十勝総合振興局森林室の指導も仰ぎながら森林組合とともに対応していきたいと考えております。

なお、お手元に配付しています事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告の申し出があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

まず、書面の中から1点御報告いたします。

3月24日に陸別町教職員離任式を、4月4日には平成28年度陸別町教職員着任式を挙行いたしました。着任式では、4月1日付教職員人事異動によりまして、新しく陸別小学校に着任されました板花教諭、高野教諭と、引き続き勤務いただく新国教諭、坂下教諭に、また、陸別中学校に着任されました高田教頭、野田教諭、宮内教諭の7名に対しまして、北海道教育委員会からの辞令を交付いたしました。着任されました7名の教職員には、陸別での御活躍を期待申し上げたところであります。なお、本年度の教職員数は、陸別小学校が17名、陸別中学校が15名となっております。

次に、口頭で2点報告いたします。

1点目は、平成28年6月1日現在の児童生徒数について報告いたします。

陸別小学校は10学級で、普通学級が6、特別支援学級が4であります。児童数は97人です。内訳は、1学年が14人、2学年は23人で普通学級21人、特別支援学級2人、3学年は15人で普通学級14人、特別支援学級1人、4学年は14人、5学年は17人で普通学級15人、特別支援学級2人、6学年は14人で普通学級13人、特別支援学級1人です。

陸別中学校は、5学級で普通学級が3、特別支援学級が2であり、生徒数は51人です。内訳は、1学年が13人で普通学級12人、特別支援学級1人、2学年は17人で普通学級16人、特別支援学級1人、3学年は21人で普通学級20人、特別支援学級1人です。以上が、児童生徒数です。

2点目は、平成28年3月、中学校卒業生の進路状況について報告いたします。

卒業生は18人であり、全員が高等学校進学であります。進学先の内訳につきましては、足寄高校が7人、管内の高校が7人、管外の高校が4人です。以上が進路状況です。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番多胡議員、4番本田議員を指名します。
-

◎日程第2 会期の決定の件

- 議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。
本件については、6月10日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

- 3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成28年陸別町議会6月定例会の運営について、6月10日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において町長から事前に配付のありました議案は、規約の変更について3件、計画の変更について1件、補正予算2件、条例の制定1件及び財産の取得の1件の合わせて8件であります。議会関係では、一般質問6名、意見書の提出について及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案等の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りをしております予定表のとおり、本日から6月16日までの3日間とし、16日については予備の日とし、予定している案件が15日に終了しなかった場合に限り会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、議案第44号から一般会計補正予算、議案第45号国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の2件を一括して説明を受けることにいたしました。なお、質疑、討論、採決につきましては、議案ごとにそれぞれ別々に行うことにいたしましたので御了承をお願いします。

次に、議案第47号の財産の取得についてですが、契約事務の都合により、本日最初の議案とすることにしておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます。

- 議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月16日までの3日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月16日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第47号財産の取得について

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第47号財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第47号財産の取得についてですが、平成28年6月8日執行の入札にかかわる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第47号について、御説明申し上げます。
財産の取得について。

次により財産を取得するものとする。

入札に当たりましては、町外業者2社を指名して執行しております。

1、財産の区分、町有公用車両、除雪グレーダ。

2、財産の規格・数量、除雪グレーダ、3.7メートル級1台。

3、財産取得予定価格、金3,294万円也。

4、財産取得の相手方、帯広市西19条北1丁目3番5号、キャタピラーイーストジャパン株式会社北海道支社道東支店長藤田政博であります。

なお、納期につきましては、本議案が議決をいただきましたら、本契約の締結の日から29年、来年の3月31日までとなっております。

ちなみに、落札率につきましては、75.9%であります。

以上で、雑駁な説明でありますけれども、終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしたい思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回、建設機械の購入ということで、除雪グレーダですか、この更新基準はどのように考えているのか、ちょっと御説明願います。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 更新基準でございますが、補助対象事業ということで、更新

対象は平成12年以前に購入した雪寒機械ということでございますので、16年以上経過したものということになります。今回のグレーダは平成7年に購入しておりますので、21年経過ということでございますので、対象ということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第47号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第40号北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第40号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第40号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてですが、北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合理約別表第1及び別表第2の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第40号について、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第40号北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更する。

平成28年6月14日提出。

今回の北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更につきましては、本町が加入していませんが北海道市町村総合事務組合の構成団体の脱退に伴いまして、規約の別表第1及び別表第2を改正する必要が生じたため協議をするというものです。

まず、資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。

右が現行、左が改正案となっております。それから、本文中、下線が引かれている部分が改正箇所となっております。また、表中、振興局名の後ろに記載されております括弧内の数字につきましては、団体の加入数となっております。

変更点につきましては、別表第1、別表第2ともに北空知学校給食組合が平成27年11月末日をもって解散したことに伴いまして、表から削るというものであります。

別表第1になりますが、これに伴いまして、空知総合振興局の団体加入数も34から33に変更となります。

それでは、議案集の1ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略をいたしまして、附則を読み上げたいと思います。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

地方自治法第286条第1項では、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定をされております。これによりまして、今回、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第40号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてですが、北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第41号についての説明をさせていただきます。

議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成28年6月14日提出。

本件につきましては、議案第40号と同様に本町が加入しています北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体の脱退に伴いまして、規約の別表第1を改正する必要性が生じたため協議するというものであります。

資料ナンバー2の新旧対照表を御参照ください。

先ほどと同様に、右側が現行で左が改正案、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

今回の改正点につきましては、先ほどと同様に、北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散したことに伴いまして、表から削るというものであります。

それでは、議案集の2ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりであります。

条文の朗読は省略し、附則の読み上げといたします。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

地方自治法第286条第1項につきましても、議案第40号で説明したとおりであります。本件について、議会の議決を求めるというものであります。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてですが、北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散したこと等に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約本文の一部表現の変更及び同規約別表を改めることについて協議があったので、議会の議決を求めるといっております。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

平成28年6月14日提出。

本件につきましては、規約内の字句の表現等の整理、それと議案第40号、第41号と同様に本町が加入しています北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の脱退に伴いまして、規約の別表について改正する必要が生じたため協議するというものであります。

資料ナンバー3の新旧対照表を御参照ください。

右が現行で左側が改正案、下線が引かれている部分が改正箇所となっております。

まず、第1条についてであります。文言の整理になります。

「健全化を」を「健全化に」と字句の変更となっております。

第3条につきましては、「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に変更するというものであります。

第5条につきましては、表中、互選の方法の欄において、「市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」というところを、「市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例78号）別表第1の所管区域に定める地域」に変更するというものであります。

別表につきましては、新旧の表それぞれが添付されておりますけれども、北空知学校給食組合が平成27年11月末日をもって解散したことに伴いまして、(2)の一部事務組合及び広域連合の空知管内の区分において、新しい表から北空知学校給食組合を除くというものとなっております。

それでは、議案集の3ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりであります。

条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するであります。

地方自治法第286条第1項につきましては、議案第40号、第41号で説明したとおりであります。本件について、議会の議決を求めるというものであります。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長(宮川 寛君) 日程第7 議案第43号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第43号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてですが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、議案第43号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを説明させていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、平成28年3月9日議決の陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する。

この過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項では、市町村計画の変更につきましては、同法第6条第1項の、過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるという規定を準用することとされており、これによりまして、今回の一部改正について議会の議決を求めるというものであります。

今回の変更につきましては、今年度及び今年度以降において、過疎債の充当を計画しております事業について、現況と問題点、その対策、事業計画において変更、追加をしようとするものであります。

議案説明書の資料ナンバー4の新旧対照表をごらんください。

左が変更前となっております、右側が変更後としております。変更箇所には下線を引いておりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

まず、変更の一つ目ですけれども、防災行政無線（愛の鐘）の整備の関係であります。当初の計画書では、区分の4、生活環境の整備に掲載していたところですが、ハード事業で地方債起債の対象とする場合には、区分3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進への掲載が必要であるという道からの助言に基づきまして、今回変更しようとするものであります。

資料のナンバー4の1と資料のナンバー4の2を見比べていただきたいと思っておりますけれども、まずは資料ナンバー4の2をごらんいただきたいと思っております。

資料ナンバー4の2の区分4、生活環境の整備、計画書では22ページにあります（1）の現況と問題点、③の防災に掲載されております、また、平成4年に設置した防災行政無線（愛の鐘）は、設備の老朽化と平成33年のアナログ無線廃止に伴い、新たな設備への更新が必要となるという内容と、計画書では25ページにあります（2）その対策、③防災に掲載されておりますVIの老朽化した陸別町防災行政無線（愛の鐘）について、次期設備のあり方を検討するとともに設備の更新を実施するという内容。さらに計画書では、27ページからの（3）の事業計画の中の（8）その他に掲載されております防災行政無線整備事業につきまして、これらを削除するというものであります。

次に、資料ナンバー4の1をごらんください。

こちらでは、区分3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の（1）の現況と問題点、（2）その対策、（3）事業計画の変更後の欄の下線が引かれた箇所のとおり、それぞれに区分4から移動して掲載しようとするものであります。なお、この際、（2）のその対策の番号につきましては、VIからVとし、（3）の事業計画におきましては、事業名の欄に防災行政無線施設、事業内容に防災行政無線整備事業とするというものであります。

続きまして、資料ナンバー4の3をごらんください。

こちらが二つ目の変更点で、二つ目の変更箇所につきましては、計画書の38ページからあります7の教育振興（3）の事業計画の中の事業促進施策の区分6の教育振興におきまして、本年度予算で計上しております緑町スポーツ広場の照明灯の増設の事業の実施に当たりまして、事業名の欄に体育施設を設けていなかったことから、今回これを設けるとともに、事業内容に社会体育施設改修事業と新たに追加しようとするものであります。

それでは、議案集の8ページをごらんください。

内容につきましては、ただいま新旧対照表で説明したところでありますけれども、上段の③情報通信の最後の2行と下段③情報通信の最後の2行にVとして防災行政無線の設備の更新に係る内容を追加しまして、次のページ、9ページの中段事業名の欄の（6）の項目に防災行政用無線施設、事業内容の欄に防災行政無線整備事業、事業主体の欄に町を追加しております。

一方、次のページ、10ページの上段、③の防災からは、8ページ上段で記載しました2行分と中段の③防災からVIの2行を削りまして、12ページの上段にあります（8）そ

の他の防災備品整備事業の次にありました防災行政無線整備事業を削除した表となっております。

また、同じく12ページの7の教育振興の(3)事業計画の事業名の欄の(3)集会施設、体育施設等に体育施設の項目と事業内容の欄に社会体育施設改修事業、事業主体の欄に町を追加した表としております。

今回変更しようとする箇所については以上であります。今回の計画の変更につきましては、北海道に対しまして本年5月17日に協議を行いまして、5月30日付で異議なしの回答を受けております。さらに、陸別町まちづくり推進会議においても、6月3日に諮問を行いまして、適当と認めるという答申を受けたところであります。

この計画によりまして借り入れできません過疎債につきましては、償還額の7割が交付税により算定される大変有利なものとなっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、雑駁ではありますが、議案第43号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(宮川 寛君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第43号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号平成28年度陸別町一般会計補正予算
(第2号)

◎日程第9 議案第45号平成28年度陸別町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算(第1号)

○議長(宮川 寛君) 日程第8 議案第44号平成28年度陸別町一般会計補正予算(第2号)及び日程第9 議案第45号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第44号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第2号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,296万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,529万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第45号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,606万4,000円とするものであります。

以上、議案第44号及び第45号の2件を一括提案させていただきます。内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第44号及び第45号について説明をいたします。

議案第44号平成28年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出8ページをお開きください。

まず、歳出ですが、前段で2点、御説明を申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、例年4月1日付職員の人事異動等に伴う職員の人件費、給料、手当、共済費については、6月定例会で補正予算を計上していたところですが、昨年も説明したとおり、昨年の10月から共済組合の共済費、その算出方法が厚生年金に一元化されております。したがって、算定基礎額の算出というのは、厚生年金の標準報酬制度に改正になっておりますので、本年4月から6月分までの給料等の支給済額、この実績による標準報酬月額算出が7月に確定いたします。したがって、9月からその適用となるわけですけれども、今回、共済費の計上はちょっと見送りまして、9月補正において、職員の人件費関係について補正を予定しております。それから、あわせて標準報酬の変更に伴う場合には、他の職員についても共済費の補正が出る可能性があります。

2点目は、嘱託職員、それから臨時的任用職員の社会保険料ですが、標準報酬月額の算出基礎額は職員と同様でありますので、あわせて9月定例会に補正を考えておりますので、あらかじめ御了承をいただきたいと思います。

それでは、1款議会費1項議会費1目議会費、今回議会費として208万円の補正予算の追加であります。まず1点目は、10月4日から10月7日までの議会常任委員会の合同道外視察に係る予算でありまして、9節において費用弁償152万円でありましたが、そのうち議員8名分93万8,000円。それから、普通旅費23万5,000円、これは職員2名分です。それから、12節において、視察先の手数料4万5,000円、14節使用料及び賃借料の車両借り上げ料2日分28万円、合わせて149万8,000円であります。それから、資料ナンバー5にありますけれども、9月17日から21日にかけて、今年度、ラコーム市との姉妹提携が30周年を迎えます。その記念事業等がございますので、ラコーム市のほうに議会のほうから1名の派遣をお願いしたいと思ひまして、その費用弁償58万2,000円が内訳となっております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費58万2,000円、特別旅費、これも町長の9月17日から21日のラコーム市との姉妹提携30周年記念式典等に出席に係る費用、特別旅費であります。

それから、2目の文書広報費9節旅費3万4,000円、普通旅費ですが、これは防災行政無線愛の鐘、今年度から整備しておりますけれども、来年度からの整備計画について協議のための旅費3万4,000円であります。

それから、5目の財産管理費、工事請負費、建物解体費116万5,000円。

資料ナンバー6をお開きください。

資料ナンバー6は、建物解体工事箇所図でありまして、場所としては東1条1区になります。14の1というのは、昨年寄附を受けた土地でありまして、その隣の隣接する土地であります。隣側が今、建物がありますけれども、医療職員住宅一棟2戸分であります。その間の四角で囲って丸をつけているところ、ここの寄附を受けた土地と建物の解体の予算となります。土地については、317.57平米であります。建物については、2階建てでありまして、1階が51.18平米、2階が33.05平米、合わせて84.23平米でありまして、その解体費が116万5,000円あります。

それでは、予算書8ページにお戻りください。

予算書8ページ、5目の財産管理費ですけれども、25節の積立金、ふるさと整備基金積立金81万7,000円、これは寄附5件であります。

7目の企画費、9ページです。8節報償費で記念品5万円。これはラコーム市に行く際のホームステイ先5件、それからラコーム市の友好の会に記念品として予算を見ております。

それから、19節負担金補助及び交付金577万円。負担金、地方創生推進交付金事業負担金60万円ですが、まず資料ナンバー7をお開きください。

資料ナンバー7は、とかちイノベーションプログラムとトカチ・コネクションの展開についてということで、まず中段に、今後に向けた課題は、生まれた事業の種を実現するためには「ひと」のつながりで後押しすることが必要だと、そういったこと、ここに下段の

ほうに今後の方向性、トカチ・コネクションにより、「ひと」ベースに新しいネットワークを創造する、これに係る予算が10万円でありまして、上段のとかちイノベーションプログラム、これは27年度から実施をしております。

内容としては、新規事業創出や雇用を目指す経営者、起業希望者を対象にしまして、右側にある発表された10の事業アイデア、これが結果として出ております。今年度、この10万円については、陸別町からも1名、このコネクションのほうに参加をしないと、そういう要望もございますので、とかちコネクションの事業内容として、ここに記載の内容について町民が1名行って勉強するという内容であります。この財源につきましては、地方創生推進交付金を2分の1見ておりまして、陸別町は10万円ですが、歳入で5万円の国の交付金を見ております。とかち財団に負担金として自治体が支出をするという内容であります。

次、資料ナンバー8をお開きください。

資料ナンバー8は、池北三町の広域連携事業であります。3町広域プロジェクト、道の駅を核とした（仮称）銀河の里DMO観光地域づくり連携事業であります。上段の地方創生加速化交付金、左側でございますが、これは3月議会で議決をいただいた陸別町の銀河線ラッピングバスから動画コンテンツ作成まで、3月議会で議決をいただいている内容であります。それを今度はワン・ステップアップさせる、さらなる深化を模索するというところで、自走可能なDMO設立を目指す売れる商品と仕組みづくりへの展開ということで、地域商社も視野に、稼ぐ力増強に向けた食の販売力、観光商品力の強化にチャレンジするという内容であります。計画としては、ここに記載のとおり、平成28年度から32年度までの5カ年計画であります。

地方創生推進交付金、新型交付金、これは28年度の予算になりますけれども、事前に本別町が中心になって内閣府と協議をしたところでありまして。それら事前協議によって、今回、三町それぞれこの予算を議会で計上しているところでありまして。

28年度については、入り込み客等のニーズ把握や道の駅機能の分析、三町が持つ自然や食資源などの調査などを行い、総合的な視点から稼ぐ力の増強を図るべく可能性の探求を行うとともに、圏域としての統一性や各地域のオリジナル性を高める観光拠点等の魅力づくりを並行して行うという内容になります。

事業名としては、仮称ですけれども、地域産品新規流通等調査研究事業、事業費は400万円であります。陸別町はそのうち50万円の負担金となります。括弧書きで、国の交付金25万円とありますが、これも歳入で25万円の予算を見ております。ちなみに、400万円の内訳としては、ここに記載のとおり、地場産品等の創出、加工研究、プレーヤー研修、試食会250万円、バイヤー開拓等地場産品のテスト販売150万円となっております。

それでは、予算書9ページへお戻りください。

9ページ企画費ですが、まず説明欄の補助金、民間活用住宅建設事業400万円の追加

補正であります。実は、この民間活用住宅建設事業に係る現計予算は3,900万円です。単身者用10戸、2,300万円、世帯用4戸、1,600万円、合わせて3,900万円を見ておりますが、既に執行確定しているものが、単身者用10戸、2,300万円、世帯用が2戸、800万円です。合わせて3,100万円が確定見込みであります。したがって、現計予算3,900万円から3,100万円を引いた800万円が執行残であります。今回、世帯用3戸の申し込みがございます。したがって、補助金とすれば、1,200万円ですが、今回、予算を新規に400万円追加しまして、執行残の800万円、合わせて1,200万円の世帯3戸分の補助金となります。

それから、交付金ですが、ラコーム市姉妹友好提携交流事業117万円、これは団体経費としては、一人当たり49万円です。個人負担10万円をいただいて、差し引き39万円の町民3名分を考えてございます。39万円の3名分で117万円の補正となります。

9目の交通安全対策費11節需用費28万6,000円、消耗品ですが、交通指導員3名分の制服の購入にかかる追加の補正28万6,000円です。低額ですけれども、歳入のほうでも若干の収入が補助されます。

それから、2款総務費5項統計調査費1目の指定統計調査費、今回、報酬で8,000円の追加、普通旅費で3万4,000円の減額。14節使用料及び賃借料で6,000円、複写機使用料ですが、これはそれぞれ今年度予定の経済センサス、その国の委託金の内示がありまして、トータルとして2万円の減額、各報酬、旅費、使用料及び賃借料の節の科目への振りかえであります。ちなみに、普通旅費の3万4,000円減額は、札幌での統計説明会がなくなったということで減額も含めてしております。

それから、10ページになります。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、まず報償費で3万4,000円、謝礼金です。それから、需用費で9万円、消耗品費3万6,000円、食糧費5万4,000円、12節で3,000円、保険料等、ボランティア活動保険、それから14節使用料及び賃借料3万6,000円、土地建物等使用料です。11節、12節、14節合わせた12万9,000円は後ほど説明しますが、資料をそれぞれ添付しておりますので、まず資料ナンバー9をお開きください。

資料ナンバー9は、子育て連携研修会の概要であります。

1の趣旨、研修会の目的、これは法的なことはここに記載をしておりますが、中段に陸別町においてはというところを、ちょっと朗読させていただきます。

陸別町においては、昨年度から小・中学校において、支援の必要な生徒についてそれぞれ「個別の教育支援計画」がたてられており、小中間の連携は以前に比べてスムーズです。しかしながら、保育所入所以前から小学校に係るラインには一貫したツールは存在せず、さらに小中間でも支援計画の書式が異なっているのが現状であるため、支援を要する児童にとって一貫性と継続性を備えるバトンファイルの開発が急務であるといえます。

そこで、陸別町版バトンファイルを作成するための足がかりとして、外部から講師を招いて「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」策定に関する研修会を開催したいと考えているところであります。

2の事業計画、概要であります。日時は7月以降、夏休み期間を予定しております。場所は保健福祉センターの多目的室。講師については、発達障害者支援道東地域センターきら星、センター長丸山さん。内容については、個別の支援計画、個別の教育支援計画に関する具体的研修・指導。対象は、保育所、小学校、中学校の特別支援にかかわる職員、教員、それから保健福祉センターの保健・福祉担当職員であります。

予算については、先ほど説明したとおり、まず8節の報償費、交通費を含んだ3万4,000円が子育て連携研修会の講師謝礼金、8節の3万4,000円であります。

次に、資料の10の2をお開きください。

先ほど説明しました需用費、役務費、使用料及び賃借料、12万9,000円の内訳です。内容としては、りくべつこどもカフェであります。

1の趣旨としては、ここに記載のとおり、地域の大人たちと子供たちが食を通して交流できる場を提供することで参加者が地域への愛着や自己肯定感、他者への信頼感を高めることを目的としております。名称はりくべつこどもカフェであります。

3として、目指す機能。りくべつこどもカフェは、地域のボランティアが中心となって運営し、子供が一人でも利用でき、安心して食べたり、学んだり、ちょっとした相談ができる放課後の居場所であります。また、乳幼児と主にその母親にも気軽に利用してもらい、カフェを通じて多世代が交流する中で、地域全体で子供たちの育ちを見守り支援する気運が高まることを目指すものであります。

4、計画ですが、日時は月1回、ワンデイシェフとして12時ごろから5時ごろまで、場所はぷらっと内まちカフェm o r i t oであります。内容は、地域のボランティアによるおやつ提供。対象は乳幼児とその親、小学生、中学生。参加費、大人300円、これはおやつ代であります。ちなみに、乳幼児、小学生、中学生については、無料ということになります。予算ですが、先ほど説明しました、まず需用費、消耗品で3万6,000円、1回当たり4,000円の9回分を見ております。それから、食料費5万4,000円、1回当たり6,000円の9回分。それから、使用料及び賃借料、土地建物等使用料3万6,000円、1回4,000円の9回分。役務費、保険料、ボランティア5名の保険料であります。合わせて12万9,000円で、今は歳出の説明ですけれども、資料がございまして、これに係る歳入は雑入として参加費負担金1万3,500円、大人300円の5人分の9回分であります。

以上が説明でありまして、もう一つ、資料ナンバー10の1、前のページになりますけれども、これには要綱案をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、予算書10ページにお戻りください。

10ページ、衛生費になります。

4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費23節償還金利子及び割引料5万円、国庫補助金等の返還金になりまして、これは、平成27年度分の未熟児養育医療費補助金ですが、対象者がなかったということで、国に返還するものであります。

次のページ、11ページになります。

同じく衛生費4款ですが、2項の清掃費2目の塵芥処理費13節委託料104万5,000円、廃棄物回収業務であります。資料ナンバー11をお開きください。

資料ナンバー11は、新恩根内橋下の不法投棄の箇所図であります。図面の中央にちょっと太く丸で囲っています。矢印として、新恩根内橋下不法投棄回収業務ということになります。

実は、昨年11月4日に平成28年度の工事予定をしております新恩根内橋の橋りょう長寿命化保守工事、これに係る測量設計業務の検定がされました。その際に受託業者から橋の下に不法投棄があると、そういう報告を受けたところであります。その報告を受けて、建設課職員が目視をしたところ、不法投棄を確認しまして、廃棄物処理担当の町民課のほうに報告をしました。町民課による調査を実施しましたが、降雪により、雪解けのことしの4月から5月に再度調査をするということで越年になったわけでありまして、ことしの4月28日に町民課と建設課による合同の調査を実施しました。

結果として、不法投棄されたものは、タイヤですとか、テレビですとか、生活ごみが多量に投棄されていたところであります。特に、空き缶類などはさびもひどく、もう数年にわたる不法投棄がされたものかなと、そのように思慮されるところであります。調べましたが、投棄者は不明ということであります。ちなみに、この不法投棄された場所は、平成14年の3月に国から町に譲与された河川用地でありまして、陸別町の所有となります。廃棄物処理法上は、不法投棄があった場合、処分は用地の所有者、管理者が処分をすると、そういう規定がございまして、今回、残念ではありますけれども、税金を使って不法投棄の処分をすると、そういったことで、そのまましておきますと環境上ですとか衛生上好ましくありませんので、予算を計上して町で処分をするという予算、104万5,000円を計上したところであります。

ちなみに今、議員も御存じかと思えますけれども、ことしの冬にも橋の上から川が凍っているところに不法投棄がございましたけれども、雪解けとともにそのごみが流れていったと、そういうケースもございまして、町内でもあちこちそういう不法投棄がございまして、町としても立て看板などを設置したりやっておりますけれども、広報などでお知らせ、周知しておりますけれども、そういう不法投棄については今後一層の注意を喚起していきたいなど、そういうふうには思っています。

それでは、11ページにお戻りください。

同じく衛生費であります。

3項水道費1目の専用水道費、委託料、施設設備改修114万円ですが、これは小利別

専用水道の1号減圧水槽施設でありまして、水位計が故障して支障を来しております。この水位計は平成11年に設置しまして、もう17年目になりますので部品もないということで、水位計の更新で114万円の計上であります。

それから、5款労働費1項労働諸費3目の雇用再生対策費19節負担金補助及び交付金、事業者雇用促進支援665万円であります。これは当初、新規対象ということで10名分840万円、それから継続分で5人分126万円、合わせて15人分966万円を計上しておりました。それと、町外から来られる方の移転費用ということで29万円。これは町の無料職業紹介所に求人と求職の関係を登録した場合に対象にする交通費、移転費用でありますけれども、今回この対象者、新規10名分を見ておりましたけれども、見込みとして7名増の17名が見込まれます。それが1,372万円。それから継続が7名見込まれます。2名増であります。259万円。当初では、新規、継続合わせて15名で966万円でしたけれども、見込みとして24名1,631万円の予算となります。当初予算と差し引きしまして、新規にふえる分、7名分532万円、継続分2名増でありますから、その133万円、合わせて9名分665万円の予算の計上であります。

それから、12ページになります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費24節投資及び出資金1億円、出資金であります。資料ナンバー12の1をお開きください。

資料ナンバー12の1は、優先出資に関する資料であります。

平成28年3月31日付で陸別町農業協同組合から「JA陸別町の自己資本造成について」の要請書が町に提出されました。要請の趣旨は資金需要等に対応できる自己資本の増強のために発行する優先出資の引き受けを要望するものであります。

陸別町農業協同組合は、生産量の増産及び自己資本の充実に努めていますが、自己資本の目標達成計画を補完することにより、地域農業振興、中期経営計画及び農家の整備計画の実施に対し円滑な資金供給が図られ、農業経営支援及び農家の経営向上の推進、地域産業の振興に資することから優先出資を行おうとするものであります。

以下、優先出資の概要資料でありまして、1の優先出資の概要(1)の優先出資法の制定。平成5年5月からということで、これは法的な関係でありまして、下から2行、農業協同組合等は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、行政庁、つまり北海道の認可を受けなければならない。

(2)として、優先出資の特徴ですが、1)金融商品取引法で定める有価証券であります。それから、2)優先出資の発行対象。これは農協法で定める会員たる資格に関係なく、不特定多数の者を対象に発行できるであります。3)優先出資の発行口数。優先出資の総口数は、普通出資の総口数の2分の1を超えることができない。つまり、2分の1以内ということでありまして、これは決算上のことになります。4)の優先出資の額面金額。普通出資の額面金額と同一でなければならないということ。

それから次、12の2になります。

5) 優先出資の発行価額。優先出資の発行価額は、額面金額を下回ってはならない。

(3) の優先出資の権利内容。1) 優先的配当。優先出資者には剰余金の配当を普通出資者より先に受け取れる権利が与えられている。2) の優先出資的配当の種類。今回発行予定の優先出資は、非累積型となっています。

次の12の3になります。

2の優先出資の消却(解約)ですが、(1)の消却の意義。優先出資は、あくまで普通出資を補完するものであり、優先出資に頼ることなく十分な自己資本が確保できることが望ましい。このため、JA陸別町が発行した優先出資をいつでも金融機関自ら消却、あるいは解約を行うことができる。

(2)の消却(解約)の方法。①として、JA陸別町が優先出資者の意志とは関係なく、優先出資者の同意なしに解約できる強制消却。それから、②のJA陸別町と優先出資者が同意して解約する任意消却があります。

(3)の消却の手続きですが、①としては、普通出資者総会の特別多数決、組合員の半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要だと。2点目は、行政庁の認可が必要だということです。③として、JA陸別町が優先出資を取得し、失効手続き後、消却登記、優先出資の抹消登記が行われます。これが、大ざっぱな内容であります。

それでは、予算書12ページにお戻りください。

12ページ、農林水産業費であります。4目の畜産業費19節負担金補助及び交付金16万6,000円、負担金ですが、これは家畜防疫事業でありまして、家畜伝染病対策互助制度に係る家畜伝染病自衛防疫組合への負担金16万6,000円であります。

それから、8目の農畜産物加工研修センター管理費が、ちょっと字が削れておりますので、「費」を加えていただきたいと思います。18節備品購入費75万6,000円、作業用備品ですが、これは資料ナンバー13にカタログをつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

実は、加工センター備品のアイスクリームフリーザーの更新であります。今あるフリーザーは平成7年に購入したものでありまして、故障しがちで、故障中ということで、21年経過して部品もないということでもあります。内容として、加工センター運営協議会というのがございまして、そこで意見交換をする中で、更新したほうがよいということで意見をいただきましたので、今回、予算を75万6,000円計上させていただきました。

7款商工費1項商工費3目観光費19節負担金補助及び交付金4万1,000円。負担金ですが、技能講習受講料、これは4月1日の人事異動で、職員一人分の車両系建設機械の受講料であります。

それから、4目公園費13節委託料73万5,000円、施設等維持補修。これは先ほど町長の行政報告にもございました5月8日の強風によるイベント広場のコントロールタワーから観覧席に行く階段で倒木3本がありました。その電線が切れたことによる復

旧業務であります。

9款消防費1項消防費1目消防費8節報償費75万1,000円、退職報償金ですが、これは消防団員2名の退団に伴う報償金であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費9節旅費53万1,000円、これは特別旅費ですが、英語指導助手のクリスを今回ラコーム市に、姉妹提携30周年記念事業のほうに派遣するというので、クリスについては、行くときは9月17日からですが、帰りは中学生と一緒に帰ってくるということで、9月23日になります。それで、その特別旅費が53万1,000円であります。

10款教育費2項小学校費1目の学校管理費11節需用費、修繕料17万5,000円ですが、これは実は小学校の防火シャッターが4カ所ございます。それについている危険防止用連動中継バッテリー6個が、消防の点検によって指摘を受けましたので6個のバッテリーの交換17万5,000円であります。

それから、14ページには特別職の給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で歳出を終わりにして、歳入、5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページ、1、歳入であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額21億6,129万8,000円。内訳としては、普通地方交付税が19億8,129万8,000円、特別地方交付税が1億8,000万円です。今回、普通交付税を1,978万8,000円追加で補正をさせていただきました。補正後につきましては、地方交付税21億8,108万6,000円でありまして、普通交付税が20億108万6,000円、特別交付税が1億8,000万円の内訳となっております。

それから、13款国庫支出金2項国庫補助金1目の総務費補助金1節の総務管理費補助金30万円、これは地方創生交付金で、先ほど歳出の説明をしました東北部三町の広域連携事業分が25万円、とかちコネクション事業分が5万円の30万円です。

4目の教育費補助金1節の教育総務費補助金1,490万9,000円。これは、学校施設環境改善交付金、つまり教員住宅建設事業1棟2戸分の補助金です。実は当初においては、この補助金は国サイドも北海道サイドも大変補助がつくのが厳しいと、そういう判断がございまして。当初予算では町単費で過疎債を充当しながら予算を計上しておりましたけれども、今回、急遽国のほうから補助がついたという内示が来ました。それで1,490万9,000円を教員住宅の建設事業に充当するという予算であります。ちなみに、後から説明しますけれども、過疎債についても減額をする予定であります。

それから、14款道支出金3項委託金1目の総務費委託金4節の統計調査費委託金、統計調査費委託金2万円の減額。これは、経済センサス委託金の内示に伴う減額で、歳入、歳出とも同額の補正となっております。

次が6ページになります。

16款寄附金1項寄附金2目の指定寄附金1節の総務費寄附金、ふるさと整備資金66万7,000円、これは寄附4件であります。それから、2節の教育費寄附金15万円、教育振興資金、これは寄附1件であります。

17款繰入金1項基金繰入金2目のいきいき産業支援基金繰入金1節のいきいき産業支援基金繰入金、1億200万円ですが、まず民間活用住宅建設事業に200万円の充当。それから、農協の優先出資事業に充当1億円であります。

それから、8目のふるさと整備基金繰入金1節のふるさと整備基金繰入金、国際交流事業に充当10万5,000円ですが、実は平成26年の9月に、陸別町内に国際交流友好町民の会という組織がございましたけれども、26年の9月に解散をしました。そのときに残余金として、町民がラコーム市に派遣される場合についてはそれに使ってくださいますということでございましたので、今回、その10万5,000円を取り崩して、町民を派遣する事業のほうに充当するということでもあります。

7ページになります。

19款諸収入5項雑入3目の雑入7節の雑入6万8,000円ですが、先ほど交通安全対策費で説明しました交通指導員3名の制服等の購入に係る助成金でありまして、北海道交通安全指導員連絡協議会からの助成金5万5,000円。それから参加者負担金1万3,000円、これはこどもカフェ参加者負担金、大人300円の5人分の9回分ではありません。

それから、20款町債1項町債6目の教育債1節の教育総務債1,500万円の減額。これは、教員住宅建設事業であります。これは過疎債でして、先ほど説明しました国の補助金がついたということで、1,500万円の過疎債の減額であります。当初4,290万円を見ておりましたけれども、今回1,500万円の減額で3,290万円となります。

以上で歳入を終わりました、4ページをお開きください。

予算書4ページです。

予算書4ページは、第2表地方債補正でありまして、変更であります。

これは、過疎対策事業、変更前が3億3,830万円でしたが、下から3行目の教員住宅建設事業、4,790万円の当初予算でありましたが、今回、国の補助金がついたということで、変更後、限度額3,290万円、これで1,500万円の減額であります。補正後、過疎対策事業総額は3億2,330万円で、補正前から見ると同じく1,500万円の減額となります。なお、利率につきましては、補正前、補正後も同様でありますので、省略をさせていただきます。

以上で議案第44号の説明を終わりました、次、議案第45号の説明に移ります。

○議長（宮川 寛君） 11時45分まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時44分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君）　続きまして、議案第45号の説明をいたします。

平成28年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、2、歳出でありますけれども、今回の歳出の補正につきましては、28年度の各負担金の確定に伴う予算の補正であります。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金19節負担金補助及び交付金、医療費拠出金2万6,000円の追加の補正でありますけれども、当初においては概算で計上しております。当初予算計上は3,892万3,000円でありまして、今年度の確定額3,894万9,000円ということで、差し引き2万6,000円の追加の補正。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金19節負担金補助及び交付金、医療費拠出金9,000円の補正。これも当初では1万6,000円の概算でしたが、2万5,000円の確定ということで9,000円の補正。

6款介護保険納付金1項介護保険納付金1目介護保険給付費納付金19節負担金補助及び交付金で33万2,000円の減額。これは当初で1,553万円を概算で見えておりましたけれども、1,519万8,000円に確定したことによって33万2,000円の減額であります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページをお開きください。

4ページ、歳入であります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金1節現年度分、療養給付費等負担金、31万2,000円の減額であります。当初6,060万7,000円を計上しておりましたけれども、6,029万5,000円の見込みということで、差し引き31万2,000円の減額。

それから、4款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金1節前期高齢者交付金、1万5,000円の追加でありまして、当初は1億1,735万1,000円を計上しておりましたけれども、1億1,736万6,000円に確定したことによって、差し引き1万5,000円の追加の補正となります。

以上で議案第44号及び45号の説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから質疑に入りますが、途中で昼食を挟むこととなりますので、ここで昼食のため、午後1時まで休憩したいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第44号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は5ページから13ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、歳出の6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費24節投資及び出資金の出資金1億円について質問いたします。

これは、JA陸別に対する優先出資でありまして、自己資本の増強を目的とする旨の要請に基づくものであると、そういう説明を受けております。これは、自己資本の目標達成計画を補完するためとしております。この優先出資を町として提案するに当たりまして、JA陸別が作成しております自己資本の目標達成計画を把握した上でのことと思いますが、まずこの目標達成計画の内容と、この1億円の優先出資を行うことでその目標額に対する進捗状況がどのようになるのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、陸別町農業協同組合の自己資本の目標でありますけれども、これは平成27年から平成31年にかけての、陸別町農業協同組合の第6次地域農業振興計画、JA中期経営計画の中に掲載されておりまして、普通出資で目標として、平成27年度は5億5,127万7,000円、28年度は5億5,600万円、平成31年度は目標で5億7,000万円というふうになっておりまして、実績においては、平成27年度5億6,789万5,000円という実績であります。

それと、自己資本につきましては、平成27年度の目標では、14億5,072万3,000円となっております。平成28年度の目標は15億390万6,000円でありまして、平成31年度の目標は17億96万円というふうになっております。これも、平成27年度の実績では、14億7,020万5,000円というふうになっております。平成28年度の自己資本のほうですけれども、目標額が15億390万6,000円となっておりますが、28年度の農協の総会の資料の中では17億1,789万4,000円というふうになっております。これは農協からの要望が2億円というふうに出ておりましたので、その2億円で計算されたものです。これを1億円とした場合は、16億1,789万

4,000円というふうになっております。今回の出資がされたとしますと、平成31年度の目標に対しましては、95%というふうになるかと思えます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） ちょっと聞き漏らしたのかどうか、もう一度説明願いたいのですが、9ページの地方創生関係で60万円負担金で予算を組んでいるのですが、先ほどの資料のほうのナンバー8を見ていきますと、ずっと一番下のほうにある陸別町の負担金が50万円となっているのですが、10万円の意味がちょっとわからないのと、これは何か説明したのかどうか。その辺のちょっと、聞き漏らしたのかもしれないけれども、もう一度説明願います。

それと、もう一つなのですが、先ほどの議員が質問していた12ページの関係の優先出資なのですが、先ほど産業振興課長が説明していたように、今期の農協の総会でそういう資金繰りを、出資金の目標を立てている中で町に対する2億円の要望を出していたのが半分の1億円なのですが、先の、去年から優先出資の1回返還というのですか、そういう中でもいろいろ議論されたのですが、この1億円に落ち着いたことについては、私としては町も農協もお互いに納得がいった形で予算計上なのだというふうに理解しますが、その辺の経過等について何かあればというか、説明を願いたいと思いますけれども、この2点についてお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 1点目のほうについてお答えをいたします。

1点目は、資料7ページと8ページがありまして、7ページは十勝の広域の事業となります。とかちイノベーションプログラム、トカチコネクションという事業なのですが、こちらの資料の一番下に出てくると思いますが、全体予算で2,160万円、10万円掛ける連携町村数ということで、今回陸別町も10万円を負担して一緒に起業を目指す方に対して体制を整えて対処していきたいという考えです。資料8が一番下にありまして、こちらが三町の連携事業になりまして、こちらが50万円の負担となります。合わせて60万円の負担ということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の二つ目の御質問について、私のほうから追加で、補足で説明したいと思います。

先ほど産業振興課長の話したとおりなのでございますが、この優先出資に関しましては、多胡議員からも一般質問で出ておりましたし、農業、基幹産業であるというのは私も十分認識しているわけですし、いろいろ検討させていただきました。それで、先ほどの説明のとおりだったのですが、平成24年に優先出資の議決を受けまして、そのおかげということはないでしょうけれども、農協さんも一生懸命やられまして、いろいろなクラ

スター事業だとかTMRセンター、そこら辺の建設につながったものと思っております。

そして、第6次のJA陸別の中期経営計画、これもじっくり私どもも熟読させていただきましたし、早くから総会の資料も見させていただきました。すばらしい、計画以上の経営内容で、順当に皆様、役職員の皆様、そして組合員の皆様のやっぱり努力のたまものだと、すばらしい経営内容でした。

それで、当初2億円ということで、われわれも検討してきたのですが、そこら辺を鑑みまして、とりあえず今回、前回と同じように1億円でどうだろうと、そして環境っていろいろ変化しますから、それはその時々々の環境の流れを見まして、いろいろ関係、JAさんともお話ししたりしながら、その時々でいろいろな判断をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、町長と、それから当事者であるというか、農協との話がそういうふうに進められているということで、今後、事業計画等について、私としてはやっぱり農協に体力をつけてもらって、簡単にいえば、TPPの関係がかなり今後農業界における、農業だけではなく全般的な産業にも影響を及ぼすTPPなのですけれども、批准はしていないけれども、そういうことをしたような雰囲気の中で対策というのはいろいろ国なんかも考えてきております。そういう中で私としては批准はしないほうがいいと思うのですけれども、そういう影響が国際的だというような話もあるし、そういう中での農協の体力というのを維持していかなければならないし、また体力だけではなくて、今後新しい事業等を展開していかないとTPPが批准された段階では乗り切れないと思うのですよね。そういった意味で今後、町のほうでも、これは国絡みも含めますけれども、そういうような対策を十分考えていく考え方を持っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、谷議員がおっしゃるとおりで、私も同じような考えを持っています。

それで、先ほど一つ言い忘れたのですが、その2億円の要請を1億円にしたということは、組合長初め筆頭理事さんとお話しして御理解していただいたものと思っております。その後の話は先ほど申したとおりでございますし、これからはそのことを十分頭に入れながら、農業政策も町としてもできることは一生懸命考えてまいりたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、今の関連なのですけれども、今の優先出資の1億円ということで、町側から1億円の提示がございました。私の一般質問では私は2億円と、また総会の内容においても、今年度の当初計画では2億円を見込んでいます。また、当然行政側と相談をしながら今後また進めていきたいという話も伺っております。

先ほど課長のほうからもお話がございましたように、95%ほどの達成率ということで、現在、優先出資の額は5億6,700万円、それと組合資本、総資本では14億7,0

00万円ということでございます。それで、仮に組合員が何かをしたいと、牛舎を建てたい、投資をしたい、いろいろな考えでいくと、14億7,000万円の総額の25%、これが農協が組合員に最大限貸し付けられる額でございます。そうすると大体3億5,000万円ぐらいですか。現在、3億5,000万円を借りると、大体200頭規模のフリーストール牛舎が建てられて、ロボットをクラスターで入れたり、いろいろ、200頭規模で大体3億円から5億円ぐらいかかります。

それで今、農協の話ですと、新規就農者が2名程度、秋口から来春にかけて見込まれると。また、後継者が帰ってきたところも今、真剣にクラスター事業とロボット搾乳、これで考えています。それと今年度、農協は組合員の意向にありますように、哺育センターと育成センターの建設、これが自己資金で約7億円ぐらい見込んでおります。そうすると当然、体質が弱まってくるということで、ここはやはり自己資本を、少なくともさつき町長からありましたように、今後を見込んで考えたいということですので、ぜひともやはり2億円規模に乗せていただいて、陸別町の産業の中心である酪農畜産のためにきちんとそこら辺は自己資本の整備を、体質の強化、基盤の強化をしていただきたいと思っております。

それともう一点は、12ページの作業用備品でアイスフリーザーですか、これを入れて今後どのような活用をしていくのか。先ほどありましたように、平成7年に入れた、相当年数がたっていると、もう21年経過しているということで、使わなかったら物ってだめになるのですよね。当然、何らかの形でこれを活用していただきたい。また、せっかくりくべつ牛乳というものができたので、牛乳をきちんとした活用方法で、民間を交えた中の6次化ですとか、ソフト、いろいろなことを考えてこれを利活用していただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、最初の質問に答えたいと思います。

議員おっしゃるとおりなのですが、どうしてもクラスター事業等、大きい事業に目が行ってしまうというのが現状なのですが、我々考えなければならないのは、その大きな事業体ばかりではなくて、小規模でやっているところにも細かく配慮していかなければならないというのは必要なことだと思っております。ですから、それが議員おっしゃるようなことで、そういうふうにはできないとなれば、そこら辺はやっぱり町としても熟慮して、考慮していかなければならないなど、そんなふうには思っております。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、加工センターの備品、アイスクリームフリーザーでありますけれども、先ほど議員のおっしゃられたとおり、設立当初から入っていた機械でありまして、途中から故障がちになりまして、その後数年間使用できないような状況になっておりました。アイスクリームにつきましては、ほかのオープンとかに比べると使用実績は少ないわけですが、需要が全くないわけではありませんので、今回導入

というふうになります。

今回、主に研修用というふうにはなるのですが、研究を兼ねて、乳製品の研究というふうにもなってきますので、そこら辺も含めた形で今後利用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 2 款の総務費 1 9 節の補助金、民間活用住宅建設事業と交付金のラコーム市姉妹友好提携交流事業についてお伺いします。

民間活用住宅に関しては、今年度は当初の予算を上回る利用があり、建設前から予約がいっぱいになるという話も聞いて、とても有難い事業だと思います。今までの実績や利用した会社等の数をお伺いします。

二つ目は、今回カナダに町民 3 名が派遣されるということですが、以前からの要望がありとてもうれしいことなのですが、どのような形で 3 名を決めるのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、民間活用住宅の関係につきまして説明をさせていただきます。

今までの実績ということになりますけれども、平成 2 7 年度までの実績で、単身者用が 3 2 戸、世帯用で 2 3 戸整備されております。そのうち社宅として 1 0 件、アパート用として、会社としては 5 件利用されております。社宅としては町内団体ですとか、農業関係の法人など 5 社が利用されております。アパートとしましては、町内の事業所などがアパート業務に新規参入というような形で 5 社利用されております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） ラコームの姉妹友好提携交流事業の関係でありますけれども、こちらにつきましては、この議会で御承認いただけましたら、早速今週中にでも町民の募集をかけたいと思っています。

前回、2 3 年ですけれども、そのときもなかなか人が集まらなかったという状況もありますので、早目に募集をかけて、選定については応募多数になった場合にどのようにするかをちょっと検討させていただこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の民間活用住宅についてですけれども、町内の建設会社が請け負っているということなのですから、町の税金から出ている事業ですので、ここからの附帯工事などで、町内業者に少し還元はされているのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） この事業自体が町内の建設事業者が請け負う、実施する

事業ということで対象にしております、その会社ごとに、例えば内装ですとか、どこどこを下請けに出しているというのはこちらのほうでは把握をしておりませんのでわからない部分はあるのですが、電気関係とかは町内の業者を使っているというふうには聞いております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 10ページ、民生費、児童福祉総務費の中で右側なのですけれども、8節でまず一つ目と、11、12、14節で一つということで、二つ質問させていただきます。

まず資料ナンバーで質問させていただきます。

ナンバー9の子育て連携研修の概要ということで、非常にほかの町村ではこういったものは進んでいっているのではないかなと思っておりますが、一応これは研修というか、講習の3万4,000円ということなので、今後の展開はこの後にどうなっていくのかということをもとに、10の2、りくべつこどもカフェですね、これも大変よいことかなと、ふらっと、moritoが中心となって町のホットステーションではないのですけれども、こういう事業を展開して行って、月1回というのはいいことかなと思うのですが、これは内容を読むと、2行目に相談ができる放課後の居場所ということになると、これは平日やることなのかというふうになると学校帰り、この12時から5時までの間に、中学生はもちろん部活をやっていたりとか、その中で学校帰りにそこにそのまま寄っていったいいのかといういろいろな問題が発生するのかなと。それと、ここで本当にボランティアさんの力が一番必要になってくると思うのですけれども、やっぱりそこでただ寄っていったおやつを食べてということではなくて、やっぱりこういう企画の中に予算もなっていくというものは、何かのやっぱり成果といたらあれなのですけれども、それも必要になるのではないかなと思うのですけれども、この2点についてお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まず一つ目、8節の子育て連携研修会の関係でございますが、議員御指摘のとおり、陸別町はこの中身に係りますけれども、バトンファイル的なものについては非常におくれております。小学校、中学校の関係者ともお話をしておりますけれども、学校もそれぞれ別々にファイルをつくっているということがあります。それで、保育所からの一貫したツールがないということがありまして、こちらについてはそこをつくっていききたいなということで、ただ何分、何もないので、ほかの町ではいろいろやっているのですが、陸別としてどんな形がいいのかということも含めて、関係者を集めた中で、精通した先生を呼んで講演会をやりたいということでもあります。

今、議員の御質問にありましたとおり、今回はあくまでも本当に足がかりとしてこの講演会をやりたいということで、自分たちで今、こんなふうにつくりたいとかというのは漠然とはありますが、最初にそれありきではやっていないので、この講演会を経て皆で協議

をした中でつくっていききたいと、まずは今、ちょっとおくらしている保育所から小学校への連携ファイルをやりたいと思っていますが、それはもちろんそれからずっと学校卒業まで、中学校卒業まで、もちろん高校までもというふうに考えておりますが、今、そのどんなものをつくるかという講演をしたいということでもあります。

質問の答えになり切っていないかもしれませんが、今後これでやめるわけではなく、どういうものをつくっていくのだということの取っかかりということになります。

続きまして、10の2の放課後の居場所ということで、もちろん議員御指摘の中学生の場合は部活があるだろうとか、平日の場合学校帰りはどうなのだということがあります。

まず1点目、中学校の部活に関しましては、このこどもカフェ自体は誰でも来ていいのですが、絶対来いというものでももちろんなく、部活等やって交流する場を持っている人間、子供たちについては、それほど、余り必要ないのかなというふうには思っています。来ていただくのは構わないのですが、どちらかというところとそういう交流もしていないところでちょっと居場所がないという、居場所がほしいなという子供たちにぜひ来てほしいなということがあります。それと、乳幼児とその母親というふうに入れてはいますけれども、こちらについてはやっぱり育児不安だとか、そういうのがあったら、そういうところにたまに来てお話をできるようにしたいなという場を設けたいということでもあります。

そして、学校帰りの関係です。これも学校のほうとも協議、教育委員会の教育長、次長と各教頭二人ともちょっとお話をさせてもらって、学校側としては、学校帰りにそこに寄るというのはよろしくないということで、市街地の子は帰ってからでも小学生は十分来られるだろうということです。市街地外でバスで通っている子供については、今も公民館などバス待ちの時間で利用できる場所があるということで、そこに入れることができるだろうということです。まだはっきりとした返事はいただいておりませんが、前向きな返事もいただいておりますので、学校、スクールバスでない子供たちは1回おうちに帰ってから来ていただくと、それ以外のバス待ちの子供たちについては、直接来ていただいてもいいかなというふうに考えているところです。

ボランティアの力を使うということがありまして、ただ寄って食事をして帰るというようなことだけではありません。もちろん、子供たちにおやつをつくる場所から手伝ってくれ、それが苦手な子は配膳をするのを手伝ってねということと、やっぱりそのボランティアはちょっと高齢な方、ちょっとベテラン主婦層が多いのですが、そちらの人たちと交流していただいて、いろいろな価値観をいろいろなところで学んでほしいなということで計画をしているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 二つ目のこどもカフェのほうはよくわかりました。

一つ目の、陸別型、趣旨の下から2行目の陸別町版バトンファイルという、ここが一番大事なことだと思います。陸別が今説明の中におくらしているとか何とかというのは、いろいろよそがどんどん急ピッチで整備されていっていることの情報が入っているのです

けれども、陸別は陸別の子育ての仕方がありましてというところになると思うのですよ。

それで、一番ここで、これがどうして、今後どうするのかという聞き方をしたかという、これを進めていくに当たって非常に難しい問題に必ずぶつかるかなと、この下の図がわかりやすいと思うのですけれども、結局最後の段階、最後というか、福祉、医療、労働等と書いてあるのですよね。小中連携は非常に今、僕の見の限りではすごくうまくいっているのかなと思いつつ、そこに保育所が入りまして、そしてそこで企業さんとのいろいろ陸別町型ということをやるときに、非常に連携をとらないと最後の勤め先とか、そういうところまでの道筋を相当入念に練ってこのプロジェクトをやっていないと、その個人情報だけのファイルが次にこの子はこういう子ですよ、こういう子ですよとかと行くだけで終わってしまうのですよね。それを多分、ほかの町でも非常に苦労していたりとかという部分になってきますので、その辺をいろいろ陸別型ということで、小さな町だからできることなのかなというところにたどり着いてやっていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員御指摘のとおり、この資料の図を見ていただいて御指摘いただいたわけですが、もちろん卒業して終わりということでは何のためのファイルだったのかという、うちら関係者だけが満足するようなことではいかんというふうに考えております。

今回につきましては、あくまでもどういうことをやっていくのかということも含めた講演会なものですから、そこまでの講演内容にはならないと思いますが、町としては今議員御指摘のことを深く中に入れて今後の協議にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 私、2点ほどちょっと質問させていただきます。

まず1点ですが、8ページの2の歳出、2款総務費1項総務管理費の5目財産管理の15節に工事請負費とありまして、建物解体費ですか、今回116万5,000円見っていますが、この跡地の利用計画というのはどのようなことを考えているのか。

それと、もう1点よろしいでしょうか。

もう1点については、11ページの4款衛生費2項清掃費の2目塵芥処理費の13節委託料について、今回廃棄物回収業務104万5,000円ほど見られていますが、先ほど副町長から説明がありましたが、最近のものは中になかったのか。また、100万円といたらかなり大きな金額になります。タイヤと言われましたけれども、主にどういうものが含まれていたのか、それとあと今回、今後の現場処理と、予防対策として今後陸別町としてどのように対策を町民の方に示していくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから1点目の建物解体の解体後の跡地利

用についての御質問にお答えをしたいと思います。

こちらの解体後のところについては、今、町有地についてのいろいろな利用についても御意見をいただいておりますが、ただいま庁舎内において、課長会議等において、7月までに町内の空き地等の利用について、どのようなものが今最優先して必要なのかということで、議論をすることとして指示が出されております。これは、7月末までに各課において結論を出して、方向性というか、どういうものが本当に必要と思われているのかというのを提案しようというか、意見を持ち合おうということになっておりまして、これを踏まえましてこれから利用について、より有効な利用についてを検討したいというふうに考えております。この指示につきましては、今年度中に意見をまとめていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 私からは廃棄物回収業務について、御質問の内容について答えたいと思います。

まず、ごみの種類ですが、先ほどの副町長の説明と若干重複しますが、若干詳しくお知らせしたいと思います。

先ほど副町長の説明にもありましたとおり、本年4月28日に私ども町民課の職員と建設課の職員8名で現場を調査しております。

その際に現場で認めたもの、それからその際に現場で写真を撮影しておりまして、後日その写真を見て、その種類を確認したものについてお知らせしたいと思います。

テレビ数台、中には一人で持ち上げられないような大型テレビも含まれております。それから、電子レンジ数台、それから、ビデオデッキ、ビデオテープ、照明スタンド、普通自動車用のタイヤが十数本、それから、プロパンガスボンベ10キロ用のが2本、それから、プラスチック容器、断熱材、ペットボトル、空き缶は大量にありました。それから、除雪用スコップ、発砲スチロールの箱ですとか、雨合羽ですとか段ボールの箱、衣類、かばん、ドリンク飲料の空き瓶ですとか文房具、ゴルフバッグ等のほか、生活の一般ごみと思われるものが大量にありました。

そこの現場の対処ですが、そこの新恩根内橋というのは、橋脚が22メートルありまして、その現場というのは、高さがそれよりちょっと川が掘れていますので、約25メートル下のところに散乱している状況にあります。

ということで、手法としましては、現場に作業員を送りまして、そこでフレコンバッグというのでしょうか、大きなバッグがあるのですけれども、そこで分別をしまして、そこからクレーンでつり上げるという手法で回収しようと考えております。

それから、新しいごみはなかったのかということですが、これは可能性を申し上げますと、新恩根内橋というのは平成3年に建設されておりますので、あくまでも可能性ですが、それ以降になろうかと思えます。

橋を中心としまして、沢の上流部から橋の真下を含めて下流部に広範囲に広がっていることから、何度も雪解け水に流されたものと推察しております。また、流された土砂によって、先ほど副町長も申しましたけれども、土砂によって埋まっているごみもあって、かなり古いごみと思われます。そういうことで、先ほどの説明にもありましたように、複数年にわたって捨てられたものと判断しております。

今後の対策ですが、今回、この発見を踏まえまして、町としては啓発活動としまして、不法投棄ごみ防止のちらし、ストップ不法投棄というタイトルで4月8日に全戸配付でちらしをまいております。また、5月号の広報誌にもそのちらしの文言の一部を使った不法投棄を見かけたら警察に通報しますという記事を掲載しております。

先ほど副町長もちょっとふれたのですが、新恩根内橋とは違う場所ではありますが、関神社跡の下の陸別橋というのですが、そのところの川の中央部にちょうど氷が溶けかかっている時期だったので回収はしておりませんが、比較的新しいごみが捨てられていました。そういうところにつきましては、繰り返しの投棄を防ぐためにも立て看板を急遽立てております。

今後の対策につきましては、くらしのカレンダーや町のホームページで不法投棄防止を季節を問わず、雪解け時期を問わず、常時呼びかけるなどして、一層の啓発強化を図ってまいりたいと思いますけれども、また当町では、平成14年に陸別町まちをきれいにする条例というのも制定しております。こういった条例につきましても、町ホームページなどでこの条例の目的などを改めてお知らせするなどして、何よりも行政と捜査機関との連携を強めるというののも当然なのですけれども、地域住民の皆さんや企業、団体の協力をいただきながら、捨てない、捨てさせないという気運を高めて、これを町内外に発信することで、不法投棄をしづらいまちづくりというのを目指していきたい、そういう考えであります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 対策、これは町民課長が言うように、個々人、あるいは企業、全ての事業体、町内に住む方全員の、皆さんの意識の問題だというふうに思っています。

したがって、啓発事業に重点を置くのは、これは町民の皆さんにこういったことがあったよということ、事例を出しながら、我々の意識の向上を図ると、やっぱり陸別町の、町民の皆さんは不法投棄はしないと、町はきれいにするのだという、そういう思いをやっぱり町民の皆さんに持っていただくためには、啓発活動を本当に何回も何回もして、やっぱり町民の皆さんに理解を求めていくという、これしかないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ議員におかれても、普段の中でこういったことがあったのだよと、やっぱり町民の皆さん、そういう不法投棄のことに税金を使うというのは無駄になるのだからやっぱりそこら辺はやめようよとか、そういうことは違法なのだよと、そういうこと、できれば普及なんかにも力を貸していただければありがたいなというふうに思っております。

す。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に第2条地方債の補正について、質疑を行います。
4ページを参照してください。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第44号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第2号）を採決しま
す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第45号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第46号陸別町小規模企業振興基本条例

○議長（宮川 寛君） 日程第10 議案第46号陸別町小規模企業振興基本条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第46号陸別町小規模企業振興基本条例についてですが、町内の企業数の約9割を占める小規模企業は、地域経済の活性化や雇用の創出に重要な役割を担っているが、人口減少に伴う需要の減退や後継者の不足などにより、その取り巻く環境は厳しい状況にある。

こうした中で、町としては小規模企業の重要性に鑑み、町、商工会、事業者など、全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確な対応をしながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化と安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、所要の条例を制定しようとするものである。

内容につきましては、産業振興課長から説明させたいと存じますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、陸別町小規模企業振興基本条例について御説明をさせていただきます。

まず初めに、大変申しわけございません。文字の訂正をお願いいたします。

議案15ページの第9条、下から9行目になりますが、その右側のほうに搭載というふうに記載しておりますけれども、この搭の字が間違っておりまして、登という漢字に訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、資料ナンバー14をお開きください。

ここに条例の制定に当たってを記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

条例の制定に当たって。

国では、平成26年6月27日に小規模企業振興基本法を公布し、小規模企業の振興について、基本原則、基本方針等を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図っていくこととしています。

また、北海道においても、道の責務、小規模企業者、小規模企業団体等の役割等を明確化し、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することとして、北海道小規模企業振興条例を制定し、平成28年4月1日から施行しているところです。

陸別町においても、商工業者数の約9割を占める小規模企業の振興が不可欠であり、小規模企業対策の一層の推進を図る必要があります。

こうしたことから、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化を図り、もって陸別町民の生活の向上に寄与するためにこの条例を制定します。

条例の概要であります。条例の目的（第1条）で、小規模企業の成長、発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって陸別町民の生活の向上に寄与することを目的として定め、小規模企業・商工会の定義（第2条）を定めています。

基本理念（第3条）、基本的施策（第4条）を定め、国、道、その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展と持続的発展が図られることを旨として推進することを基本としています。

陸別町の責務（第5条）、事業者の役割（第6条）、商工会の役割（第7条）では、それぞれの努力すべき事項を定めています。

第8条では、陸別町民にも理解と協力を求めるため、必要な事項を定めています。

第9条、第10条では、陸別町が小規模企業の振興に資する施策を総合計画に登載することと、この搭載の搭も間違っておりますので、訂正をお願いいたします。申しわけございません。必要な財政措置を講じることに努めることを定めております。

それでは、議案集14ページをお開きください。

陸別町小規模企業振興基本条例の本文であります。

目的につきましては、先ほども条例の制定に当たって、条例の概要等で、それと提案の理由等で説明をいたしておりますので省略しますが、第2条以降、御説明をさせていただきます。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であって、陸別町内に事務所、または事業所を有する者をいう。ここでの中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人、商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下の事業者をいうというふうになっております。

第2号、商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、町内に事業所を有するものをいう。ここでは、陸別町商工会を指します。

基本理念。

第3条、小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもと、小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、北海道、その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

基本的施策。

第4条、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づく基本的施策は次のとおりとする。

第1号、小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策。

第2号、小規模企業の経営基盤の整備に関する施策。

第3号、小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策。

第4号、新事業の創出及び起業支援に関する施策。

第5号、小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策。

第6号、小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築。

第7号、小規模企業に関する情報の収集及び提供。

第8号、前各号に掲げるもののほか、陸別町長が必要と認める施策。

陸別町の責務であります。

第5条、陸別町は第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

第2項、陸別町は小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

第3項、陸別町は工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業を初めとする小規模企業の受注機会の増大に努めなければならない。

事業者の役割です。

第6条、小規模企業者は、経済的、社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

第2項、小規模企業者は、商工会への加入に努めるものとする。

第3項、小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

商工会の役割。

第7条、商工会は小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、陸別町が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

陸別町民の理解と協力であります。

第8条、陸別町民は、小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、陸別町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

計画の策定及び見直し。

第9条、陸別町は小規模企業の振興に資する施策を総合計画に登載し、その成果を評価、検証して、定期的に見直さなければならない。

財政上の措置。

第10条、陸別町は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

委任。

第11条、この条例の施行に関し、必要な事項は陸別町長が定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） これは国の法律が中小企業関係の振興の法律に基づいて、平成26年6月に制定されて、それに基づいて地方で整備するものだと思うのですが、私、不思議に思うのは、これ、2年前にこういう法律ができていて、この2年の間、丸2年ですね、平成28年の6月ですから、その2年間、なぜこの法律に基づいて条例を整備しなかったのか、その辺が不思議でならないのと、今後、これを制定することによって、今、第5条、陸別町の責任で、総合的かつ計画的なものを制定するというのですが、これをどのように、今もうでき上がったのか、それとも今後この条例に基づいて、そういうある程度計画をつくるとなれば、メンバー的なものも含めた形が必要かと思うのですが、その辺のことを二つ伺いたいと思うのですが、よろしく御答弁お願いします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず一つ、国が平成26年に法律を制定して、その後2年間、なぜ整備をしていなかったかということですが、国のほうでは6月に法律を制定しておりますが、その中で町、自治体、地方公共団体は必ずその条例を整備しなければいけないということにはなっておりませんでした。それで、北海道につきましても、ことしの3月に制定をして4月から施行しているという状況でありますので、陸別町としましても、商工会からの要望もありましたが、道にも準じまして、この機会にこの条例を制定して、小規模企業の振興に資していこうというふうに考えて、今回の提案とさせていただきます。

それと、今後の計画等につきましては、これから検討して、今後見直される総合計画にも順次登載していくというようなことで考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明では、簡単にいえば、この国で決めた法律に基づいて、

道が余り乗り気でなかったのかなという感じで、2年後の4月にやったから、町も道の振興条例に基づいてこういう整備をするというのですけれども、私はこの中身を見る限り、簡単にいえば、商工会からいわゆる要望書として4月の25日に出されて、商工会単独というか、直接この条例に影響する人たちが要望を出さなかったら条例を制定できないとか、あるいは北海道がそういうもの整備しないとできないというのは、ちょっと不思議なのですよね。やっぱり中小企業を発展させたり、中小企業の役割というのは、この条例の中にもありますように、第5条の中ですか、結局、住民の生活及びそういうものの向上なり、あるいはインフラ整備をするための企業体とか、そういうものを率先してやっぱりこの条例を、国がそういう動きをしたと同時にしてもよかったのではないかと思うので、余りにも今回の条例の制定については、おくらしているというふうに私理解しますので、今後、そのおくれを取り戻すために、早急に、やっぱり中小企業の発展のために、私提案していますようにやっぱり店舗の改修のためにリフォームを促進するとか、あるいは中小企業の人たちが安心して経営ができる、そういう環境整備もきちんと、農協関係もありますけれども、商工会にもそういうサポートをしていく、そういう決意をもってこの条例を実施して行ってほしいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 条例は条例として、町が今回提案させていただきました。

確かに情報不足があったのは事実であります。それは事実ですから否定はしませんし、ただ現実の問題として、陸別町の場合は、この条例があってもなくても、今までは商工振興の関係では全て予算を出して、議会の議決をいただいて、商工振興も全てやってきております。

あえて言うならば、この条例によって、町としても具体的に総合計画、これから出てくる、見直しをかける総合計画にも商工振興ということで重点的な施策を入れていくと、そういった中で、基幹産業である農業、林業と、それに波及する商工業というものを町としては支えていくという思いですね。そういった思いでのこの条例というふうに認識をさせていただきたいと思います。情報不足だったのは事実ですから、これは否定しません。

あと、この中で特に私どもも大きくポイントとして押さえているのは、陸別町の責務は当たり前の話です。今までもやっていますから。例えば、大きい金額でいきますと、信用保証協会に対しては、当初3,000万円から5,000万円になって、7,000万円になって、今年度から8,000万円にしました。これはつまり、中小企業の会員の方が設備投資ですとか、運営資金ですとか、そういった場合に、町が信用保証協会に8,000万円出していますから、その3倍まで、つまり2億4,000万円まで融資が拡大できるという制度に今なっています。できれば、財政が許す限りにおいては、今後ともその信用保証協会の枠の拡大という分でいけば、それは考えていかなければならないのかなと、そういうふうに思っています。

あと、一番大きな事業者の役割、それから商工会の役割はもちろんそうなのですが、

町民の皆さんの理解と協力、これがすごく大きいと思います。今まで条例がなかったからではないですけども、やっぱり事業者の皆様にとっては、町の中の税金を町の中で動かす、経済を町の中で回す、できるだけ町外に出さないで地元の中で経済を回すということを考えていただきたいということが一番大きな事業者の役割に入っていると思います。

それから、もう一つ、町民の理解と協力、これは地元購買です。やっぱり陸別町には中小企業が9割あるということですから、やっぱり確かに値段は高いかもしれない、ほかの町から見ると。それでも地元から、普段生活に使うものについては地元で買っていただくと、町民の皆さんには。それがやっぱり中小企業が潤っていくといいますか、活性化になっていくと。企業が1年でも2年でも存続していくための対策だというふうに思っています。

したがってこの条例は、やっぱり事業者の役割も大事ですし、町民の皆様の理解と協力によって陸別町内における中小企業を守っていくと、そういうある面では思い、精神的な思いの条例にもなっているのかなど、そういったふうに思っていますので、先ほど言ったことを踏まえて、これからの総合計画の見直しの中でそこら辺を考えていきたいなど。もちろん議員の皆様からいろいろな提案があれば、私どももできるもの、できないものがあるかもしれませんが、考えていきたいなど、そういうふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の副町長の説明の中で十分わかったのですが、やはり総合計画というか、そういうものの中で、中小企業を発展させることによって、もちろん町民の責務もあるし、町の責務もあると。あるいは商工会の役割もあるということですが、やはり陸別の地理的条件というのですか、そういった面からいくと、隣町まで近いところで足寄、置戸、それも30分以上もかかるという、そういう状況の中でできるだけ中小企業、業者が町民の生活安定のために必要な、例えば、今整備されましたけれども、薬局がなかったとか、あるいは金物屋は町民が利用しようとしてもできないという不便を感じている、そういうものについての業種もきちんとやっぱりサポートできるような体制というのを総合計画で盛り込みながら、そして先ほども言ったように、町民の方が安心して地元購買ができる、そういうきっかけをやっぱり十分考えた対策をとってほしいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） もちろん商工会としても、この商工会の責務の中には、中小企業者については商工会の会員化というのでも出ています。つまり、商工会としてもそういう努力をしますし、やっぱり地元購買ということで、町民の皆さんにも今までも協力を求めてきたというふうに思っております。

したがって、他力本願ではなくて、やっぱり自らの責任において、地元で調達できるものは調達していくという、これは町民の皆さんの思いがないと条例が空振りしてしまうと思うのですよね。そのためには、やっぱり私どもも商工会と協議をしていきますし、そこら辺はやっぱり今の意見なども踏まえながら、商工会と協議をしながらやっぱり町民の皆さんに協力いただけるものは協力していただくという部分の中でお知らせなんかをしていくというふうに思っています。あわせて、商工会のほうではこの条例が議決されましたら、会員の皆さんにはこういう条例が議決されましたと、皆さん、この条例の趣旨を理解して、今後お互いに研さんしていきましょうといいますが、そういうお知らせを回すということは、商工会のほうからは聞いております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、質疑はこれで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第46号陸別町小規模企業振興基本条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時06分